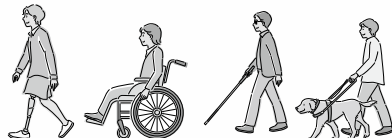


12月3日～9日は障害者週間

障がい福祉課 Tel0299-90-1137
Fax0299-77-5844

障害者差別
解消法に
ついて



障がいがある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会づくりを推進するため、障害者差別解消法が制定され、障がいのある人への合理的配慮などが定められています。

合理的配慮を知っていますか？

障がいのある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。

障害者差別解消法では、公的機関や事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除いてほしいとの意思が伝えられたとき(※)に、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者については、2024年4月1日から義務化)を求めています。

(※)「意思が伝えられる」とは、言語(手話を含む)、点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや身振りなどのサインによる合図、触覚などさまざまな手段により意思が伝えられることです。通訳や障がいのある人の家族、支援者、介助者、法定代理人など、障がいのある人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が伝えられることも含まれます。

合理的配慮の具体例

- 講演会などにおいて、障がいのある人の障がい特性に応じて、座席を決める
- 意思を伝え合うために、絵や写真のカード、タブレット端末などを使う など

不当な差別的取り扱いの禁止

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由としてサービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障がいのない人にはつけない条件をつけることなどが禁止されています。

正当な理由があると判断した場合は、障がいのある人にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが大切です。

不当な差別的取り扱いの具体例

- 本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける
- 障がい者向け物件はないと言って対応しない など



困ったことがあったときはご相談ください

県では、「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」が2015年4月から施行され、障がい者の差別を専門とする相談窓口が設置されています。障がいのある人は、不当な差別的取り扱いを受けた、合理的配慮を提供してもらえなかったなど、困ったことがあったら、次の窓口にご相談ください。

県障害者差別相談室

相談電話＝Tel029-246-6049

Fax029-246-6048

✉s-sohdan@bz04.plala.or.jp

場所＝県総合福祉会館(水戸市)

受付時間＝月～金曜日 午前9時～午後4時(祝日・年末年始を除く)

ヘルプマーク・ヘルプカードとは

ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。

また、ヘルプカードとは援助を必要とする方が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードです。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

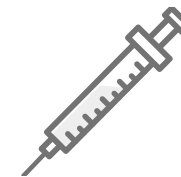
共生社会の実現のために

すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現には、障がいや障がいのある人に対する理解と関心を広く深める必要があります。障害者週間の間、かみす福祉まつりをはじめ、国や地方公共団体などでさまざまな関連行事が行なわれる予定です。障害者週間をきっかけに、障がいや障がいのある人への理解を深めてみませんか。



HPVワクチンキャッチアップ接種は 2025年3月31日まで

保健予防課 Tel0299-92-0141



HPVワクチンは、子宮頸がんの原因となるHPV(ヒトパピローマウイルス)への感染を予防します。

過去に積極的な勧奨を差し控えている間に定期接種の対象であった女性(キャッチアップ接種対象)と、高校1年生相当の女性の方は、2025年3月31日まで無料で接種を受けられます。2025年4月1日以降に接種した場合は、全額自己負担となり、接種1回につき3万円前後の費用がかかります。接種回数は3回で、標準的な接種期間は約6カ月かかりますが、2025年3月31日までであれば、合計3回の接種を完了したかを問わず、それまでに行なった接種(1回目や2回目)は、公費による接種となります。接種を希望される方は早めの接種をご検討ください。

なお、公費で接種を受ける場合は、市が発行した予診票が必要です。予診票がない方は、お問い合わせください。

対象

- キャッチアップ接種対象：1997年4月2日～2008年4月1日の間に生まれた女性
- 高校1年生相当の女性：2008年4月2日～2009年4月1日の間に生まれた女性(公費による接種期間の最終年度にあたります)

男性の風しん抗体検査は 2025年2月28日で終了

保健予防課 Tel0299-92-0141

全国の指定医療機関で利用できるクーポン券の有効期限は、抗体検査が2025年2月28日まで、予防接種が2025年3月31日までです。風しんは、成人がかかると症状が重くなることがあります。また、街中などで妊娠初期の妊婦さんに感染させてしまうと、生まれてくる赤ちゃんの目や耳、心臓に障害が起きてしまうことがあります。ご自身や次世代の子どもたちのためにも、まずは風しんの抗体があるかを調べる抗体検査を受けましょう。検査の結果、十分に抗体を保有していないことが判明した方は、予防接種を受けましょう。なお、2025年3月に予防接種を受ける場合は、市内の指定医療機関での接種となります。

対象

1962年4月2日～1979年4月1日の間に生まれた男性

検査費用・予防接種費用 無料

※市が発行したクーポン券が必要です。クーポン券がない方はお問い合わせください

